

福島県消費者教育推進計画の概要

はじめに(計画の基本的な考え方)

- 1 計画策定の趣旨
様々な主体との連携・協働により、消費者教育を体系的・効果的に推進し、自立した消費者を育成
- 2 計画の位置付け
消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定
- 3 計画の期間
平成27年度～平成32年度

I 消費者教育推進の意義

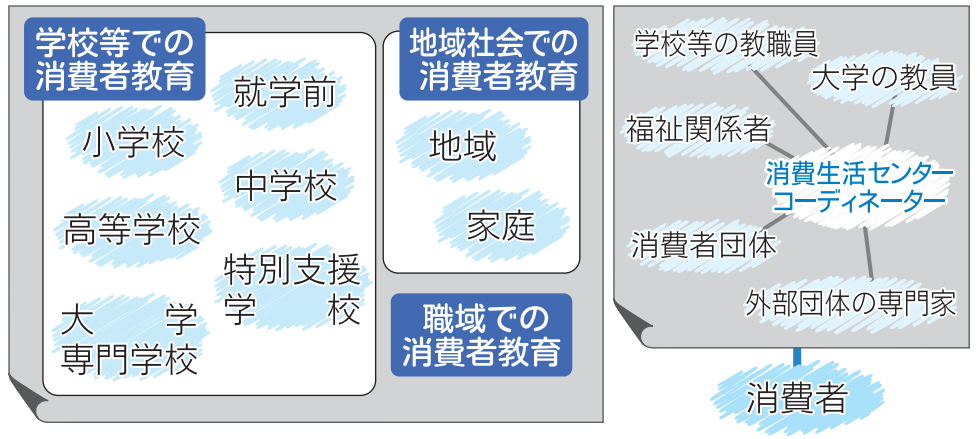
- 1 消費者を取り巻く現状と課題
 - ・社会経済情勢等の変化 — 環境問題、高齢化、情報通信機器の発達
 - ・東日本大震災の影響 — 買いためによる品不足、風評
 - ・消費者行動・意識の変化 — 他者への配慮、持続可能な消費の実践
- 2 消費生活相談の状況(平成25年度)
 - ・高齢者の相談件数の増加
 - ・パソコンや携帯電話を通じた情報利用に関する相談が多い
- 3 消費者教育の推進の必要性
 - (1) 自ら考え自ら行動する自立した消費者の育成
生活に支援が必要な方を見守る立場の人の育成
 - (2) 消費者市民社会の形成に寄与できる消費者の育成

II 消費者教育の推進の基本的な方向

- 1 体系的な消費者教育の推進
幼児期から高齢期までの各段階の特性に配慮して、消費生活のあらゆる領域について体系的に実施
- 2 効果的な消費者教育の推進
 - ・消費者の特性に配慮して実施
 - ・場の特性に応じて実施
 - ・各主体の役割と連携・協働
 - ・関連教育との連携推進

III 消費者教育の推進の内容

- 1 様々な場における消費者教育
幼児期から高齢期までの消費者の特性に配慮し、目標を設定して、場の特性に応じた方法で実施
- 2 消費者教育の人材の育成・活用
消費者教育を担う人材及びその多様な関係者をつなぎ、調整するコーディネーターを育成



IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 消費者の安全・安心の確保
 - ・消費者の受信力・発信力の育成
 - ・食の安全・安心の確保
- 2 苦情処理・紛争解決の促進
 - ・消費生活相談窓口の充実

V 計画の推進体制、進行管理

- 福島県消費者教育推進地域協議会 計画見直しへの意見
- 福島県消費者教育推進計画庁内連絡会議 事業の実施状況の把握・次年度への対応等計画の進行管理

✂ 消費者教育関係事業一覧 消費生活相談の状況

～消費者教育の総合的・一体的な推進 県民の消費生活の安定・向上に寄与～

消費者教育の推進の方向・内容

【消費者教育が育むべき力】

1 消費者市民社会の構築に関する領域

- ア 自らの消費が持つ影響力を理解し、行動する能力
- イ 持続可能な社会の実現に向けて取り組む能力
- ウ 消費者の主体的な社会参画と協働

2 商品等やサービスの安全に関する領域

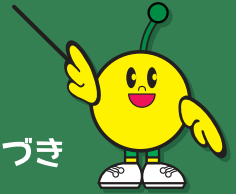
- ア 商品安全に関する認識と危険を回避する能力
- イ 事故・危害発生時の適切な行動力

3 生活の管理と契約に関する領域

- ア 適切な情報の収集と選択による意思決定、それに基づき生活を設計・管理する能力
- イ 契約締結の理解とトラブルが生じた場合の適切な行動力

4 情報とメディアに関する領域

- ア 高度情報社会の重要性の理解と情報の収集・発信能力
- イ 情報を吟味、管理、活用する能力



【消費者教育の主な取組内容】

【学校等】

- ・学習指導要領等に基づく指導
- ・専門講師の派遣
- ・講座の開催等消費者教育の機会の提供
- ・啓発教材・資料等の作成、提供
- ・指導・見守る立場の方への支援
- ・専門施設等での活動支援
- ・教職員の指導力向上のための研修
- ・消費生活に関する活動等への支援
- ・県消費生活センターでの研修・体験

【地域社会】

- ・啓発教材・資料等の作成、提供
- ・専門講師の派遣
- ・講座の開催等消費者教育の機会の提供
- ・見守る立場の方への支援
- ・消費生活に関する啓発活動
- ・消費生活に関する活動等への支援
- ・消費者団体等担い手の育成
- ・消費生活に関する情報の発信

【職域】

- ・専門講師の派遣
- ・事業所への情報提供
- ・消費者への情報提供の支援

<各主体との連携・協働>



連携して取り組んでいきます！



<関連教育との連携推進>

